

第8回 幹事会の概要

日 時：平成27年1月29日（木）13：30～15：40

場 所：経済産業省別館1階 別館103会議室

出 席：関係団体 全国い生産団体連合会 1名、全日本畳事業協同組合 3名、全国
畳材料卸商組合連合会 4名、全国畳産業振興会 1名、全国畳材商社会 1
名、全日本 JIS 畳床工業協同組合 1名、全日本 ISO 畳振興協議会 4名

：オブザーバー

日本建築士連合会、日本繊維板工業会、押出発泡ポリスチレン工業会、東海
機器工業株式会社、経済産業省、農林水産省

議事概要：

1 消費者庁「関心事項」への対応について（畳業界の現状、課題等のとりまとめ）

[前回幹事会以降の経緯報告]

- 第7回幹事会（12/11）の幹事会の協議結果にもとづき、「畳規約案に関する確認事項（メモ）（12/24 連絡会）」及び「畳類の表示に関する公正競争規約及び施行規則（案）（12/24 修正）」を作成し、昨年末にメールにて消費者庁へ提出。
- 「畳規約案に関する確認事項（メモ）（12/24 連絡会）」の主な内容及び「畳類の表示に関する公正競争規約及び施行規則（案）（12/24 修正）」の主な変更点は、
 - ・畳類の定義の明確化（畳類及び薄畳の定義について畳の厚さ及び注文によって採寸・割り付け等を行う等基準の明確化や、置畳（既製品）は規約の対象としないことの明記等）
 - ・協議会の構成団体の所属者は規約の参加者となる点
 - ・消費者に対する表示として納入仕様書の発行に加えて事前（受注時）の表示も義務化等。
- 消費者庁の意見としては、畳類の規約案には他の公正競争規約にない業者間の取引における情報伝達（トレーサビリティ）や専門的な事項が規定されており、これらを規約で規定する必要性の理解と是非の判断のため畳業界における、流通や表示の実態等がわかる説明（資料）が欲しいとのこと。（1/15に消費者庁から「関心事項」の提示を受けた。）
- H26年に改正された景品表示法に係わる「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」に関しては、改めて消費者庁に内容を確認することとした。

[畳業界の現状、課題等のとりまとめ]

- 消費者庁の「関心事項」に関して、会長、三委員長等で事前に担当の割り振りを行い、その各担当者が用意した資料の確認を行った。
- 資料の構成案の概要は、下記のとおり。
 - 1 5条件の回答
 - 2 畳業界の現状・課題
 - ①市場規模

- ②輸入動向
- ③流通の実態
- ④表示の現状
- 3 量表示のあり方
 - ①表示の対象とする量類の範囲と表示項目
 - ②店頭における量類の表示項目
 - ③広告における量類の表示項目
- 4 その他
 - ①連絡会加盟団体の位置づけ（役割）
 - ②オブザーバーの位置づけ（役割）
 - ③量類の基礎知識

2 公正取引協議会の設立に向けた課題の検討について

- 会費の徴収方法について議論が行われ、各業種（生産・輸入、流通、販売）への負担割合はこれまでどおりとするが、各業種内での徴収方法については各業種（各団体）内で改めて検討してもらうこととした。
- 協議会の理事の選出方法について、協議会検討委員長から案が提出された。他の幹事等で案がある方は、2/10までに提出することとなった。

3 今後のスケジュールについて

- 第8回幹事会終了後に予定している3委員長と消費者庁との打合せについて、段取り等の確認を行った。
- 量業界の現状、課題等の資料は、幹事、委員を中心に内容を追加・整理した上で、2月中を作成を目標とすることとした。
- 規約、施行規則案については、消費者庁との調整の内容次第では変更の可能性があるため、消費者庁との調整後に改めて公開を検討することとした。

以上